

## 給付割合記載不備について

給付割合は、義務教育就学前8割、義務教育就学後～70歳未満7割、70歳以上75歳未満8割（現役並み所得者は7割）、75歳以上9割（現役並み所得者は7割）となっています。

対象者		「本人・家族」欄	給付割合
国保	義務教育就学前	3六入	8割
		4六外	
	義務教育就学後～70歳未満	1本入	7割
		2本外	
		5家入	
		6家外	
70歳以上75歳未満	7高入一	8割	
	8高外一		
	9高入7	7割（現役並み所得者）	
	0高外7		
	7高入一		
後期 75歳以上 65歳以上：障害認定患者	8高外一	9割	
	9高入7		
	0高外7	7割（現役並み所得者）	
	0高外7		

（平成31年3月現在）

下記の事例は、生年月日より指定公費負担医療対象者であり、軽減特例措置として患者負担は1割ですが、給付割合の記載は保険者負担割合を記載しますので、「9割」ではなく、「8割」を記載してください。

### 【返戻事例】

診療報酬明細書				1 社・国 医科	1 単独	8 高外一
平成 30 年 8 月 分						
-		-		保険者番号	4 5 x x x x x	給付割合 10 ( 9 8 ) 7 ( )
公負①		公受①		被保険者証・被保険者手帳等の記号番号		
公負②		公受②		生年月日 昭和19年2月19日 指定公費医療対象者 → 給付割合は… 保険者負担割合の「8割」を記載		
氏名	1男 2女 1明 2大 3昭 平	19. 2. 19	生			
傷病名				実日数		
(摘要)						
療養の給付	保	請 求 点	※ 決 定 点	一部負担金額	円	

(参考)

医療保険各法の被保険者等であって、70歳から74歳である者に係る一部負担金等の割合は、平成20年4月から2割とされているところですが、高齢者医療制度の施行を円滑に行う観点から、国が軽減特例措置として一部負担金等の一部に相当する額（指定公費負担医療費）を被保険者等に代わって保険医療機関等へ支払うこと等により負担の軽減を図ってきました。

平成26年3月31日以前に70歳に達した者（=昭和19年4月1日までに生まれた者）については、この軽減特例措置が継続しています。